

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表1号

### 監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成27年5月26日

大磯町監査委員	高野澤 均
同	竹内 恵美子

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査年月日

平成 27 年 5 月 7 日（木）

### 3. 監査対象の課等

消防本部・消防署

### 4. 監査の期間、範囲、事務

- ①平成 26 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について
- ②監査重点事項は、平成 27 年度大磯町監査方針による
- ③その他

### 5. 所掌事務の概要

火災予防の計画、消防用設備等の指導及び検査、火災その他の災害出動、救急救助活動、水難救助活動、消防団員の任免、消防団施設の維持管理、消防職員の管理及び消防庁舎の維持管理等を行っている。

（根拠規定：大磯町消防本部の組織に関する規則第 8 条、大磯町消防署の組織に関する規程第 3 条）

### 6. 監査結果概要

平成 26 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、概ね良好であったが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられた。

#### ①職員の配置状況について

消防総務課、消防署ともに事務職員が配置されていない状況であり、事務の遂行において消防職員の負担増となっているように見受けられる。

今後、再任用職員等の配属要望について人事を所管する総務課との協議を図りたい。

#### ②職員の勤務時間振替について

消防職員は一般職員とは異なる勤務形態を有している。今後、消防職員の振替等について、例規の整備に取り組みたい。

#### ③消防庁舎等について

昭和 49（1974）年に建設された消防庁舎については経年劣化による老朽化が進んでいる。分団施設とともに公共施設のひとつとして整備について検討されたい。